

⑧ 消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

令和6年度

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 367,557 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,410,872 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	454,508	26,233	0	5,664	50,466	372,145
	障害者福祉事業	859,815	600,337	0	0	30,985	228,493
	高齢者福祉事業	441,103	38,023	0	24,698	45,173	333,209
	児童福祉事業	2,090,589	953,519	329,900	56,414	89,611	661,145
	小 計	3,846,015	1,618,112	329,900	86,776	216,235	1,594,992
社会保険	国民健康保険事業	228,894	116,067	0	0	13,453	99,374
	介護保険事業	428,140	19,085	0	0	48,848	360,207
	後期高齢者医療事業	96,629	69,498	0	18,463	1,029	7,639
	小 計	753,663	204,650	0	18,463	63,330	467,220
保健衛生	保健衛生事業	660,854	108	35,000	13,754	73,070	538,922
	予防事業	95,413	865	0	10,350	10,034	74,164
	母子保健事業	20,800	12,007	0	51	1,029	7,713
	健康増進事業	34,127	1,782	0	44	3,859	28,442
	小 計	811,194	14,762	35,000	24,199	87,992	649,241
合 計		5,410,872	1,837,524	364,900	129,438	367,557	2,711,453

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。